

5月12日は民生委員・児童委員の日

毎年5月12日は民生委員制度発祥の由来により「民生委員・児童委員の日」と定められています。5月12～18日は「活動強化週間」として、地域住民や関係機関・団体などに広く周知し、委員活動の理解促進と充実につなげていくことを目指しています。

お困りごとがあるときは、お気軽に地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして地域の見守りや支援活動を行っています。また、日頃から地域住民の身近な相談相手となり、専門機関に橋渡しをする「つなぎ役」としての役割を果たしています。

民生委員には法に定められた守秘義務があり、皆さんの相談内容が他のかたに伝わることはありません。民生委員・児童委員の連絡先は、担当にお問合せください。

一人で悩まずに相談してください

こんな

悩み

ありませんか？

生活の不安

- ・一人暮らしで不安
- ・高齢者二人で、何かあった時に不安
- ・災害発生時の避難が心配

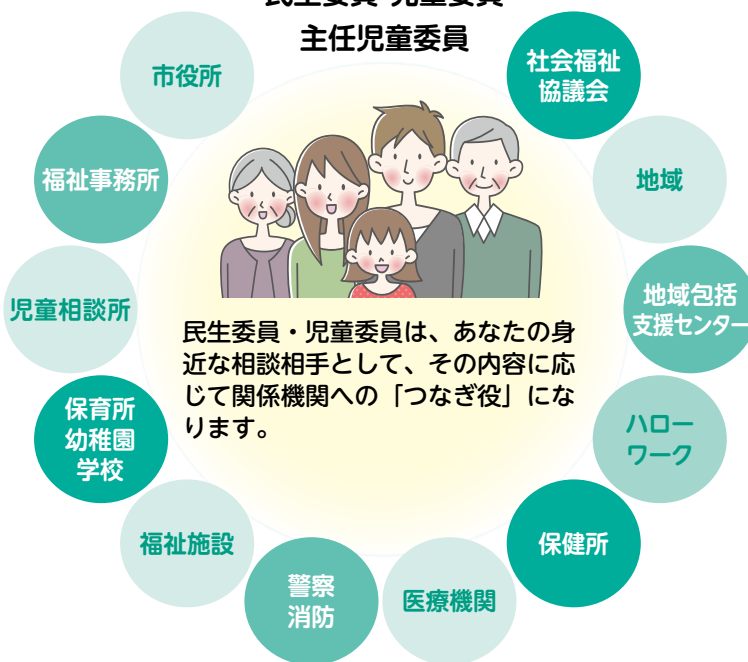
お金のこと

- ・生活費がない
- ・こどもの進学費がない
- ・福祉サービスを受ける費用がない

福祉サービスのこと

- ・困っているけど、どこに相談していいのかわからない
- ・障害者手帳を申請したい
- ・配食サービスを使いたい

民生委員・児童委員
主任児童委員



民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

介護のこと

- ・介護ばかりで自分の時間がない
- ・介護保険はどうやって使うの？
- ・おじいちゃんのために住宅を改修したいがお金がない

子育てのこと

- ・子育てのことで相談できる人がいない
- ・子育てがうまくいなくて不安
- ・こどもをたたいてしまいそう
- ・こどもが学校に行かなくなった

ご近所で

気になる

ことありませんか？

ご近所のこと

- ・最近、〇〇さんの姿を見かけない
- ・〇〇さんの家に何日も新聞がたまっている
- ・〇〇さんが訪問販売で高額な請求をされ困っているようだ

虐待かも…

- ・〇〇さんの家の怒鳴り声とこどもの泣き声がすごい
- ・〇〇さんのこどもが何日も服を変えていない
- ・〇〇さんの年金が同居の親族に使い込まれているみたい